

## 山口県省エネ診断員の育成支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 山口県省エネ診断員の育成支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、特に定めのない限り、要綱第3条において定めるところによる。

第3条 要綱第2条に規定する県が指定する省エネ診断員育成講座（以下「育成講座」という。）は、別表に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月22日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

・令和8年度育成講座

実施機関	郵便番号 804-0003 住 所 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル8階 名 称 (一社) エネルギーマネジメント協会
講座名	令和8年度「省エネ診断員育成講座」
募集期間	令和8年4月21日～5月14日
日 程	【講座・現地診断】 Webでの受講となります。 令和8年6月6、13、20、27日、7月4、11日（全6日間） 【試験】 対面にて実施します。 令和8年7月18日（福岡県北九州市）または8月1日（防府市）
定 員	30名程度（先着順）
受講料	70,000円 （（一社）エネルギーマネジメント協会会員は1事業所当たり10,000円を免除し、 大学生・大学院生は1人当たり20,000円を免除する。）